

JR グループ精神障害者割引制度の導入について

令和7(2025)年4月1日から、JR グループで精神障害者割引制度が導入されます。

1 対象者

精神障害者保健福祉手帳(写真付き)で、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に

第一種又は第二種の記載のあるものの所持者

* 第一種:精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

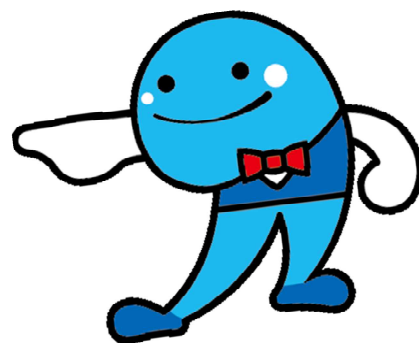
* 第二種:精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級の方

2 JR 精神障害者割引制度の概要

(1) 介護者と一緒にご利用になる場合

ア 手帳をお持ちの方と介護者には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

イ 割引となる介護者は1名です。



対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障害者と介護者	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割
12 歳未満の第二種精神障害者と介護者	・定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割

(2) 手帳をお持ちの方がひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種精神障害者 第二種精神障害者	・普通乗車券	5割

※割引の乗車券類は、令和7(2025)年4月1日から発売されます。

※詳しくは、利用される公共交通機関へお問い合わせください。



* 令和7年 新様式の手帳の場合

写真の貼付がない方は、JRの割引が利用できません。

新様式の手帳は、こちらに旅客運賃減額が表示されます。

障害者手帳 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳)

高知県 第 号 障害等級 級

年 月 日 交付

氏名 年 月 日生

高知県

旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第 種

みほん

有効期限

(更新) 年 月 日

(更新) 年 月 日

(更新) 年 月 日

再交付年月日 年 月 日

等級変更年月日 年 月 日

現住所

現住所

現住所

* 旧様式の手帳の場合

写真の貼付がない方は、JRの割引が利用できません。

旧様式の手帳は、こちらに旅客運賃減額のスタンプを押印し、該当種別に○印を記入します。
※記入は、お住まいの市町村申請窓口にて行います。

障害者手帳

高知県 第 号 障害等級 級

年 月 日 交付

氏名 年 月 日生

高知県

旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第一種・第二種

みほん

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限

(更新) 年 月 日

(更新) 年 月 日

(更新) 年 月 日

再交付年月日 年 月 日

等級変更年月日 年 月 日

現住所

現住所

現住所

◆割引を利用するために、手続が必要な場合があります。

手続が必要な手帳

①顔写真の貼付がない方

②旅客運賃減額の記載のない方

① 顔写真の貼付がない方

手帳の再交付申請が必要です。(再交付には1ヶ月以上かかる場合があります。)

現在お持ちの手帳(有効期限が切れていないものに限る。)

顔写真(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影されたもの)2枚を、お住まいの市町村の手帳申請窓口にご持参ください。

② 旅客運賃減額の記載のない方

現在お持ちの手帳(有効期限が切れていないものに限る)に追記しますので、お住まいの市町村の手帳申請窓口にご持参ください。

